

介護保険だより

平成28年1月号

群馬県国民健康保険団体連合会



新年あけましておめでとうございます。

本年も昨年同様、介護保険審査支払業務等について皆さまの御期待に応えられるよう、精一杯努力をいたしますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

群馬県国保連合会介護保険課 一同

インターネット請求を予定されている事業所の皆様へ

1 代理請求について

一つの事業者（法人）で複数のサービス事業所を運営している（複数の事業所番号をもっている）場合、代理請求の方式をとることができますので御検討ください。代理請求の対象となるのは以下の場合です。

（1）同一事業者

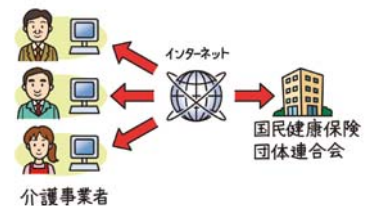
- ア 一つの法人で複数の事業所番号をもつ場合
- イ 本店が支店の請求をまとめて行う場合
- ウ 一つの法人で介護保険事業所と障害者総合支援事業所をもつ場合

（2）第三者

事業所から委託を受けた第三者

（3）地方自治体

市区町村



代理請求を選択すると、代理人用の電子証明書が発行され（介護用 13,200 円、介護・障害共通用 13,900 円）、1 通の証明書で複数の事業所（100 事業所まで）の請求が可能です。

代理請求の場合、請求情報の送信及び審査関係帳票の受け取りは、すべて代理人が総括して行います。これまでの伝送請求とは異なる部分です。群馬県国保連合会のホームページに「代理人申請電子請求を始める前に」を掲載しておりますので、

検討の際はこちらも御確認ください。

2 伝送ソフトについて

インターネット請求を行うためには、専用の伝送ソフトが必要です。現在お使いのソフトがインターネット請求に対応しているか、御確認ください。

なお、ソフトを新たに準備する場合は有償となります。詳しくはソフトの販売元へお尋ねください。

3 介護電子請求ヘルプデスクについて

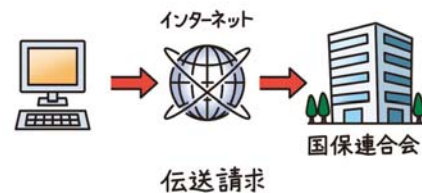
インターネット請求に関する問い合わせ先については、「介護電子請求ヘルプデスク」が開設されていますので、導入方法や操作方法等、不明な点はこちらにお問い合わせください。

《介護電子請求ヘルプデスク》

電話：03-3985-3277
050-3388-7065

F A X：03-3985-6643

E-mail：mail-kaigo@e-seikyuu-help.jp



《受付時間》

(1) 請求期間（毎月1日～10日） 日曜・祝日は、受付は行われません。

平日 10:00～19:00

土曜日 10:00～17:00

(2) 請求期間以外（11日～月末） 土曜・日曜・祝日は、受付は行われません。

返戻（保留）一覧表に見覚えのない名前がある場合

まれに、「返戻（保留）一覧表に、うちを利用していない人が載っている」という問い合わせをいただくことがあります。

請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表

事業所（保険者）番号	1070109999	平成27年1月審査分		平成27年1月10日					
事業所（保険者）名	〇〇介護事業所			1 頁					
				〇〇県国民健康保険組合連合会					
保険者（事業所）番号 保険者（事業所）名	被保険者番号 被保険者氏名	種別	サービス 提供年月	サービス 種類	サービス 項目等	単位数 特定入所者介護職等	事由	内 容	備 考
109999 介護市	000000001 かむ 加2	請	H26.12	15		5,000	B	生年月日：受給者台帳記載項目不一致	12QT

当事業所にはこのような利用者はいない・・・

理由は、誤って入力した保険者番号または被保険者番号が、たまたま別の人のもの

だったためです。

例えば・・・

請求明細書（誤り） 保険者番号：109999 被保険者番号：0000000001

本当は・・・

当事業所の利用者 保険者番号：108888 被保険者番号：0000000001

保険者番号を誤って入力した。

国保連合会での資格審査では、請求明細書に記載されている保険者番号・被保険者番号で受給者台帳を検索します。上記の例では、誤って入力した番号がたまたまカイゴタロウさんの番号と一致しました。そのため、カイゴタロウさんの受給者台帳と請求明細書の内容を突合し、生年月日が一致しないという理由で返戻になりました。

なお、この場合、返戻（保留）一覧表の被保険者氏名の表示はカイゴタロウさんになります。

《対応方法》

支払決定額通知書や審査状況一覧などを確認し、支払決定になっていない人が誰なのかを特定していただき、正しい番号で請求をしてください。

ＩＳＤＮ回線及び帳票（紙）での請求について

ＩＳＤＮ回線及び帳票（紙）での請求について、現在どちらの方法でも請求は可能ですが、平成26年8月15日公布の「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」に基づき、平成29年度末（平成30年3月31日まで）で、ＩＳＤＮ回線による請求は認められなくなります。

また、帳票（紙）による請求についても従業員が65歳以上等、特別な事情により請求方法を変更できない場合に限り、事前に審査支払機関に届出を行い、認められた事業所のみが帳票（紙）による請求ができることと変更されました。

新たに伝送での請求に変更される際には、上記の状況を考慮のうえ、インターネット請求を検討していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 市町村会館 2 階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077
ホームページ [http:// gunmakokuho.or.jp](http://gunmakokuho.or.jp)



※ 群馬県以外に所在の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いいたします。